

裁判員経験者の意見交換会議事概要

盛岡地方裁判所

日時 平成25年11月18日(月)午後2時00分から午後3時45分まで

場所 盛岡地方裁判所大会議室(5階)

出席者 司会者 中西 茂(盛岡地方裁判所長)

裁判官 岡田 健彦(盛岡地方裁判所刑事部総括判事)

検察官 千葉 由美子(盛岡地方検察庁検事)

弁護士 鈴木 真実(岩手弁護士会弁護士)

裁判員経験者1 60代女性

裁判員経験者2 30代男性

裁判員経験者3 40代女性

裁判員経験者4 50代女性

【議事要旨】

1 趣旨説明, 自己紹介等

(司会者)

ただいまから, 裁判員経験者の意見交換会を始めます。本日の司会を務めさせていただきます盛岡地方裁判所長の中西と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて, 裁判員制度は平成21年5月からスタートし, 今年で4年半が経過しました。盛岡地裁では, これまで21件の裁判員裁判が行われました。

本日の意見交換会を開催する趣旨としましては, 大きく二つあります。まず一点目として, 裁判員を経験された方々から, 率直な御意見や御感想を伺い, 今後の裁判員裁判の運用の参考にさせていただきたいということです。

次に二点目として, これから裁判員裁判に参加される皆様に, 直接経験された方々の生の声をお伝えすることにより, 安心して参加してもらえようなメッセージになるのではないかとということです。

こうした趣旨で, 本日は, 4人の裁判員経験者と, 法律家として検察庁, 弁護士会からそれぞれ一人ずつをお招きし, 裁判所からも一人が出席しております。

裁判員経験者の皆様には, 率直な御感想, 御意見を述べていただければと思います。また, 検察官, 弁護士, 裁判官も出席しておりますので, 皆さんから

お尋ねになりたいことがあれば、どうぞ遠慮なく御質問ください。

本日の具体的な進行としましては、まず、御参加いただきました皆様から自己紹介等を頂戴した後、裁判員経験者の方々から、審理についての御感想や御意見、評議についての御感想や御意見、裁判員を務める上での負担感、最後にこれから裁判員になられる方々へのメッセージをお話しいただければと考えております。

その後、法律家の皆様方から御質問と御感想をいただいて、その後に、報道機関の皆様方からも御質問等をいただければと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず、最初に簡単に自己紹介をしていただければと思いますが、裁判員経験者の方々につきましては、テーブルに記載してありますように番号でお呼びしたいと思います。

はじめに、法律家の方々から自己紹介をお願いします。

(検察官)

盛岡地方検察庁検事の千葉と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

(弁護士)

岩手弁護士会の弁護士の鈴木と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

(裁判官)

盛岡地裁刑事部部総括の岡田と申します。この4月から当庁の裁判員裁判を担当しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

(司会者)

次に、裁判員経験者の皆様から、お一人ずつ自己紹介も兼ねて、担当した事件名と、それがいつごろだったか、何日くらい裁判所に来られたかなどについてお話ししていただければと思います。

それでは、番号1番の方からお願いします。

(裁判員経験者 1)

私は、昨年3月の裁判で、期間は3日間でした。罪名は傷害致死でした。よろしくお願ひいたします。

(司会者)

次に、2番の方をお願いします。

(裁判員経験者 2)

担当した事件名は現住建造物等放火未遂と死体損壊の事件でした。裁判をやったのは平成24年、日数は3日間でした。よろしくお願いします。

(司会者)

3番の方お願いします。

(裁判員経験者3)

担当した事件は現住建造物等放火で、今年の1月に行われ、期間は3日間でした。

(司会者)

4番の方お願いします。

(裁判員経験者4)

罪名は現住建造物等放火の事件で、今年3月に担当しました。期間は9日間でした。よろしくお願いいたします。

2 審理についての感想、意見

(司会者)

どうもありがとうございました。それでは、法廷で行われた審理手続きに沿って、御感想や御意見を伺いたいと思います。刑事裁判が始まりますと、最初に、検察官の起訴状朗読がありまして、その後に被告人と弁護人がその起訴状に書かれた内容について意見を述べます。それが終わりますと証拠調べに入るわけですが、証拠調べの最初に、証拠によって証明しようとする事実やどういう証拠があるかについて検察官と弁護人が主張します。冒頭陳述と言われるものです。その後証拠調べに入るのですが、その後のことはまた後でお話しするとして、最初の冒頭陳述について、どのような御感想を持たれたでしょうか。

急に聞かれてもなかなか難しいでしょうから、どういう事件を担当されたかもう少し詳しくお話しただければいいかなと思うのですが、1番の方は傷害致死ということでしたが、どういう事件だったかお話しいただけますでしょうか。

(裁判員経験者1)

26歳という若いお母さんが生後2か月の赤ちゃんを叩いて死なせたという事件で、特に争いのない事件でした。裁判員に選ばれて、正直言いますと、法律知識もないので、できれば断りたいと思って裁判所に来ました。私には難しくてできないかと思っていましたが、冒頭陳述では検察官や弁護士が専門用語をなるべく使わないで私たちに配慮して分かりやすい言葉でお話くださった

かなと思いました。

(司会者)

2番の方はどういう事件だったんでしょうか。

(裁判員経験者2)

私が担当した事件も争いのない事件で、病死したお母さんを自宅と一緒に燃やそうとして、自宅に火を付けたという事案でした。

(司会者)

冒頭陳述はどうだったでしょうか。

(裁判員経験者2)

自分も何も分からない状態で来たので、話していることが分かるかどうか不安がありました。誰にでもきちんと分かるようにお話ししていただいたので、とても分かりやすく、理解できました。

(司会者)

3番の方はどういう事件だったんでしょうか。

(裁判員経験者3)

孫が住んでいた所に被告人が放火したという内容でした。実際は被告人と孫と一緒に住んでいたのですが、事情があって孫が被告人と離れてしまうことになって、そこからちょっとお互いの気持ちのずれが生じたのだと思います。被告人は、一緒にいたかった孫が離れて行ってしまい、その場所に放火をしたという事案でした。争いはありませんでした。

(司会者)

裁判が始まった出だしの辺りですけれども、検察官や弁護人の冒頭陳述は分かりやすかったですか。

(裁判員経験者3)

はい。不安だったんですけれども、分かりやすく進めてくださったので、安心してやれました。

(司会者)

4番の方はいかがですか。4番の方も放火でしたね。

(裁判員経験者4)

被告人は75歳の女の方で、自分が住んでいる市営住宅に火を付けたという事件でした。被告人が逮捕直後に話したことと、いろいろ取調べが進んでからの話に食い違いが出てきまして、複雑な裁判になったと記憶しております。

(司会者)

4番の方が担当された事件は、被告人が争っていた事件ですね。

(裁判員経験者4)

そうです。

(司会者)

最初の段階で、検察官、弁護士、被告人がそれぞれ主張しますが、どの辺りに争いがあるか、分かりやすかったですか。

(裁判員経験者4)

最初警察とかに話していた内容を被告人が翻した事件で、言うことが変わったということは理解できましたが、この方は病歴がありましたので、事件の原因や背景についてどこまで病気が関係していたのか、その辺りが大変分かりづらくて、証言してくださる方の話や専門家の精神科の医者の鑑定などの話を聞いたり資料を読ませていただいたりして判断したのですが、とてもとても難しかったです。

(司会者)

最初の段階で書面は何か配られたんでしょうか。検察官や弁護士が冒頭陳述を述べるに当たって、こういうことを述べますよ、というもので何か覚えていらっしゃるでしょうか。

(裁判員経験者4)

あまり細かいことまでは覚えていませんが、カラーで分かりやすく、進め方などを印刷したものをいただいたと記憶しています。

(司会者)

お話を聞くだけでなく、分かりやすい書面があった方が良いですね。

(裁判員経験者4)

はい。あとは、話を聞きながら、法廷でも評議室でも自由に自分の考えなどをメモできるものを用意していただいたので、そういうものがとても役に立ちました。

(司会者)

渡された書面が難しすぎる、あるいは細かすぎる、ということはありませんでしたか。

(裁判員経験者4)

専門用語もありましたが、それを率直に裁判官の方々に質問させていただい

て、分かりやすく説明していただきましたので、特別問題はありませんでした。

(司会者)

冒頭手順が終わると、今度は供述調書、捜査段階で警察や検察庁で作られた書類の取調べに移っていくわけですが、警察や検察庁でこう述べましたという書類の取調べを、法廷で検察官が読むという方法で行われると思います。この辺りはいかがでしたか。

(裁判員経験者1)

モニターを見ながらの説明でしたので、分かりやすかったです。

(司会者)

供述調書について取り調べるときも図面がモニターに映し出されるということがあったんですね。そういうものがあると分かりやすかったですか。

(裁判員経験者1)

はい、分かりやすかったです。

(司会者)

証拠書類の取調べの時間は長いという感じはありましたか。それとも、もっと長くてもいいと思いましたが。その辺りはいかがでしたか。

(裁判員経験者1)

とにかく私は一生懸命でしたので、あまり時間は気になりませんでした。

(司会者)

ほかの方はいかがですか。

(裁判員経験者3)

私も考える間もなくあっという間に進んでいる感じがしました。

(裁判員経験者4)

それぞれの事件でいろいろあると思いますが、特に長いとは感じませんでした。ただ、気になったのは、検察官の声が低かったので、少し大きい声ではっきり話していただければ良かったかなと思いました。私たちは正面に座って聞く立場でしたが、聞き取りにくい部分もあったので、傍聴席の方には声が届かなかったのではと、その辺がちょっと気になりました。

(司会者)

ほかの方々は聞き取りにくかったというようなところはありましたか。

(裁判員経験者2)

特になかったですね。検察官は結構はきはきしゃべる感じでしたし、弁護士

は少しおとなしめの感じでしたが、聞き取りにくいということはなかったです。

(司会者)

分かりやすさという点ではいかがでしたか。

(裁判員経験者4)

正直言って、分かる部分と分からない部分がありました。それで、分からない部分はラインを引いて後で裁判官に確認しました。

先ほど声が聞き取りにくかったと言いましたが、女性の検事の方で、同じ女性としてすごいな、私より若い方なんだな、頑張っているな、うれしいような感じを受けました。ただ、少し声がこもっている感じだったので、もう少し前の方に声が届くように出していただけるといいなと思いました。

(司会者)

それで検察官に振るというわけではありませんが、検察官の方で何かお聞きになりたいことはありますか。

(検察官)

それでは検察官の方からお聞きしたいと思います。

裁判の中で証拠がいろいろ出てきたと思いますが、写真とか供述調書とか主に検察官から説明させていただくことが多かったと思います。その中で検察官が捜査で集めた証拠をすべて見ていただくわけではなく、検察官、弁護士、裁判所で整理して、整理した結果の証拠を見てもらう形になるのですが、その中で、取り調べられたけれども、争点との関係でその必要性が理解できないものがあつたかどうか、また逆に、証拠整理の段階で調べる証拠からははずされて実際の審理では出てこなかったけれども、こういう証拠があつたら見たかつたな、という御意見があれば教えていただきたいと思います。

(司会者)

なかなか難しい質問だと思いますが、何をやっているのか、あるいは何のためにやっているのか分からないというような場面はありましたか。

(裁判員経験者2)

大体分かりました。分からないというのはなかったんですけども、一つ気になったのは、死体の写真ですね。出されたときに、気分が悪ければ目を伏せてくださいと言われましたが、どうしてもちらっとは見ってしまうんですね。やっぱり自分としてもあまり見たくはなかったものですし、多分これからやる人でも嫌だという人がいると思いますので、何かしらもう少し配慮していただ

ければというのはあります。

(司会者)

死体損壊の事件ですね。証拠として出たのはたくさんあったのでしょうか。

(裁判員経験者2)

死体として出たのは一つだったと思います。体の一部を燃やしたので、燃えた部分だったんですけども、今でも覚えています。何かしら色を白黒にするとかしてもらえるといいのかなと思います。リアルさもあると思うんですけども。少しその辺の配慮が欲しいなと思いました。

(裁判官)

現在は、死体の写真に関しましては、まず、その写真の取調べの必要性を吟味して、必要がないときは人体の図面であるとか、絵であるとか、その他代替性のある証拠で替えてもらって、なるべく調べる範囲を縮小して行こうと考えています。そしてどうしても必要があるという場合でも、なるべく白黒にするとか、サイズを小さくするとか、あるいは枚数を絞ってもらうというような配慮をした上で取り調べるという運用が行われてきております。少し前は確かにカラー写真も取り調べられた時代がありまして、私も裁判員裁判で見て来たんですが、最近の運用はそういうふうになっております。

さらに、裁判員の方々でも、写真はショッキングでなるべく見たくないという方に配慮して、選任手続の中でもそういう写真が証拠に含まれることを伝えて、不安だという方は個別に事情をお聴きして、選任する段階でも配慮するという形にしています。さらに選任された後も、随時、そういう証拠調べについて大丈夫かどうかお聴きして、精神的に負担だという方については臨機に対応するという運用をしておりますので、御理解いただきたいと思います。

(司会者)

2番の方には貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。そういう御意見も踏まえて運用を考えているところでございます。ほかに何かありますか。

(裁判員経験者4)

私が担当したときには、検察官からDVDが証拠として提出されたことがありましたが、それを見た後の感想として、あれはなくても良かったのではないかと思います。内容は取調べの様子を写したものだんですが、検察官と被告人が和気あいあいと談笑しているような、そういうイメージを私たちが持

つようなものでしたので、何のためにこれを提出したのだろうということを率直に感じました。

(司会者)

それは取調べの様子を写したものだっただけでしょうか。

(裁判員経験者4)

そのように記憶しています。

(裁判官)

何分くらいのDVDだったのでしょうか。

(裁判員経験者4)

それほど長くはありませんでした。短い時間だったように記憶しているんですけども。

(裁判官)

それは被告人の捜査段階の話と審理の時にしている話が食い違ったために、取調べでの自白、供述が信用できるか、あるいは任意になされたものか、そういう趣旨で取り調べられたのではないかと思います。その点は御記憶がありますか。

(裁判員経験者4)

そのDVDに関しては、緊張感がないようなものでしたので、形だけこういうふうにしてやりましたということを提示するために用意されたものではないのかなというように感じました。

(裁判官)

あまり有用と思われなかったということですね。検察官は何かありますか。

(検察官)

どういう形だったら良かったのかちょっとお聞かせいただいてもいいですか。おっしゃった内容としては緊張感のないような、形だけ提示するために用意されたものではないか、それは例えば談笑しているような内容だったから、事件の内容として被告人が自分で話しているような内容ではなかったのか、意味がなかったのではないかと、ということでしょうか。

(裁判員経験者4)

そのDVDを見ても最終的に刑を決めるのに役に立つような、判断材料としては取り入れなくてもいいなという、結論を出すには省いても構わないものだったのではないかと思います。被告人も笑ったりしながら検察官と話をして

いる場面もありましたので、これを見たからといって、被告人の刑を決めるために、内容があるものではなかったというふうに思いました。

(裁判官)

おそらく刑を決めるための証拠ではなかったのだと思いますね。捜査段階の供述が信用できるかということが問題になったとき、あるいは供述が任意かどうか問題になったとき、被告人と取調官がどういうふうに接していたのかということが問題になって、そのための証拠として出されたものだったのだろうと思います。

そのことが伝わりにくかったとすれば、もっとしっかり伝わりやすいように説明をしないとイケませんね。

(司会者)

何のために提出されたのかが裁判員の方々に分かりにくかったということですね。

(裁判官)

確かにそういう点は改善の余地があると思います。

(司会者)

まだお話があるかもしれませんが、ちょっと先に進みます。

書類の取調べが終わったら、証人尋問なり被告人質問という手続になります。実際に法廷で証人や被告人から直接話を聞くという手続です。供述調書というものがあって、警察や検察庁でどう述べたかという書類は出ているんですが、それとは別に法廷で直接話を聞くわけですが、その辺りについてどういう御感想を持たれたかをお聞きしたいと思います。直接の話というのは分かりやすかったですでしょうか。

(裁判員経験者4)

直接話を聞くのは、被告人の様子を自分が判断する上でとても役に立ちます。やはり、生の声を、それからどういう態度で話しているか、そういうのは、自分が判断する上でとても役に立ったし、大事なことだと思いました。

(司会者)

ほかの方々も同じような御感想でしょうか。被告人だけではなくて、家族の方の証人尋問などもあったかと思いますが。

4番の方は争いがあったので、被告人、家族の情状証人のほかに、警察官や医師などの尋問もあって、かなり回数を重ねられて時間も掛かったようですが、

そのあたりの負担はどうでしたか。

(裁判員経験者4)

確かに大変でしたし、内容が内容でしたので、負担にはなりません。ただそれは自分の判断材料としてとても大事なことだったので、必要なことだったと思います。

(司会者)

集中して聞き続けるというのは大変なことだと思いますが、大丈夫でしたか。

(裁判員経験者4)

一時的に気持ちが離れるときもありましたが、人の人生を左右することなので、やはり、ちゃんと向き合わなければいけないなと思い、頑張りました。

(司会者)

1番の方は何かありますか。

(裁判員経験者1)

被告人が赤ちゃんが亡くなる前に撮っていた写真がモニターに映し出されたのですが、赤ちゃんの写真は、顔にたくさんの突き刺したような傷や目の周りにあざがあったりしたので、証人である被告人のお母さんに、娘さんが虐待していると思わなかったですか、と質問しましたが、お母さんは、顔の傷は赤ちゃんの引っかき傷だということでした。目の周りのあざは、ほ乳瓶を間違っ
て落としてできたあざで、虐待ではないということでした。

(司会者)

印象が強かったということですね。

(裁判員経験者1)

はい、強かったです。評議室に入ってから、もう一度写真を見せてもらいました。

(司会者)

尋問が終われば、最後に、論告、弁論といって、検察官、弁護士それぞれまとめの主張があるわけですが、その辺は分かりやすかったですでしょうか。論告の場面では、検察官が求刑といって、懲役何年に処するのが相当であると主張し、弁護士の方では被告人の立場から見た主張をするということですが、そこはよく分かりましたか。

(裁判官)

検察官はカラーの1枚か2枚の書面などを用意されて求刑されたのではない

かと思います。弁護人もそれに対応されて御主張なさったと思います。そのま
とめをもって、評議に入ることになりませんが、特に分かりにくかったというこ
とはありませんか。

(裁判員経験者から特に発言なし。)

3 評議についての感想，意見

(司会者)

法廷から戻ると，裁判官と裁判員とで評議を行いますが，評議の場では十分
に意見を言えたでしょうか。

(裁判員経験者 3)

言えました。

(司会者)

皆さん，自分の意見は言えましたか。

(裁判員経験者 2)

その場所では，はっきり言えました。それまでは全体的にしゃべる人としゃ
べらない人に分かれていた印象があるのですが，この時になってからは，一人
の人生を決めるという意識もあったと思いますが，皆さん本当に思っているこ
とを発言しているという印象がありました。

(司会者)

ここの点が分からないということはありませんか。また，それに対して裁判
官から説明はありましたか。

(裁判員経験者 1)

法廷で被告人から，「あなたたちは，たった3日間で私の何が分かるんです
か。」と言われたときに，正直驚きましたし，素直にそうだなと思いました。
裁判に臨む前は，知識もないし，裁判官の言うとおりにすればいい，ただ黙っ
て聞いていればいいと，そういう気持ちでおりましたが，裁判長と二人の裁判
官，ほかの5人の裁判員，二人の補充裁判員の皆さんと一緒に，被告人のこれ
からの人生を真剣に考えなければならないと思いました。なかなか意見が出な
かったときもありましたが，裁判長，裁判官の皆さんが懇切丁寧にお話しして
いただき，話が出ないときにも辛抱強く意見を引き出すようにしていただいて，
すごい配慮を感じました。

4 裁判員を務める上での負担感など

(司会者)

裁判員を務められての負担がどうであったかという点については、法曹関係者としても関心の高い部分です。裁判所に来ること自体も負担であると思いますが、裁判の日程、仕事や家庭との関係について、負担はどうであったのか、また、こうすればもう少し負担を軽くできるのではないかといったお話がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

(裁判員経験者 2)

個人的にはそれほど負担はなかったのですが、一番気になったのは、会社に勤めていると、どうしてもお休みをいただいて出てこなければなりません。ですが、会社自体が裁判員制度のことを知らないんですよね。ですから、こういうことで休みますと言ったときの反応として、「え、じゃあどうすればいいの。」という答えが返ってくるんです。全国どこでも起きていることだと思いますが、会社の方にも、こういった制度があることを知っておいてもらいたいと思います。多分、知らない会社が多いと思います。認知と言いますか、もっと世間に知られていてもよいのではないかと思います。

(司会者)

まだまだ知られていないということですか。

(裁判員経験者 2)

そうです。

(司会者)

ほかの方はいかがですか。

(裁判員経験者 4)

私の場合は、有給休暇を使って裁判に出席しようとしていたのですが、上司に相談したところ、これは有給休暇ではなく、特別休暇になるのではないかとということで、さらに上の者に話していただき、結果的には特別休暇をいただいて出席することになりましたので、とても良かったと思っています。それと、2番の方のお話を聞いていて思ったのは、私の職場でも、私が初めての裁判員経験者でしたので、同じ職場の人にもなかなか話すことができず、班長とその上司の二人だけに話をして出席することになりました。会社の方としても、社員にそういうことが起こり得るということは、経験しなければ分からないと思います。もっと制度の告知をしていただければ、これから裁判員に選ばれる方もやりやすいのではないかと思います。

(司会者)

4番の方の事件は裁判の日程が長かったと思いますが、仕事への影響はいかがでしたか。

(裁判員経験者4)

仕事については代わりの方がやってくれましたが、長い間休むことについては、どうしてそんなに休むのかと、周囲がざわついたりしました。私も休む理由を言えず、上司からも理由が分からないようにしていただきました。私の場合はそういう状況での参加となりました。長い間休んで迷惑は掛けましたが、自分としては、こういうことを経験できたことは、とても良かったと思っています。

(司会者)

1番の方と3番の方はいかがでしたか。

(裁判員経験者1)

特にありませんでした。

(裁判員経験者3)

私も2番の方と一緒に、上司に報告した時に、「えっ」という反応でしたので、会社側の認知が低く、休みが取りづらいなという感じだったのですが、呼出状が届くまでに日数がありましたし、裁判の日程も3日間と短かったので、他の方に比べれば休みを取りやすかったのではないかと思います。休みも特別休暇にしてもらえました。

(司会者)

守秘義務の点についてはどのようにお考えですか。

(裁判員経験者1)

裁判が終わった後に、法廷で行われたことについては、マスコミの方や傍聴人の方もいらっしゃいますし、新聞やテレビでも報道されることなので、お話ししても良いと伺いました。ですから、素人でも裁判ができるんだよということで、法廷でのことについては話しました。

5 これから裁判員となられる方へのメッセージ

(司会者)

それでは最後になりますが、皆さんが裁判員を務められた経験から、今後裁判員となられる方へメッセージをお伝えいただければと思います。裁判員を務められた御感想でも構いませんので、一言ずつお願いできればと思います。

1番の方からお願いします。

(裁判員経験者 1)

被告人の方の人生を決めるということでは、ちょっと重いものも感じましたが、私でもなんとか務めることができました。機会がありましたら、素人でもできるんだよということを皆さんにもお話ししたいと思います。

(裁判員経験者 2)

通知が来たときは、やはりびっくりするとは思いますが、いざ選任されてやってみると、裁判官の方も素人でも分かるように説明してくれますので、あまり重く考えずに務めてもらいたいと思います。

(裁判員経験者 3)

正直、自分は選ばれるとは思っていなかったのですが、貴重な体験をさせていただいたな、良い経験をしたなと思っています。メンタル面での負担も結構あると思いますが、こういう制度ができたからには務めなければいけないのかなと思っていますので、選ばれた方には頑張ってもらいたいと思っています。

(裁判員経験者 4)

裁判員に選ばれますと、どうしても構えてしまうんですが、決して構えてしまう必要はなくて、裁判官の皆さんもちゃんと丁寧に良い雰囲気を作り出してくださいって、自分たちの意見も自由に述べることができますし、やはりどの方にも経験していただきたいと、そういうふうに思いました。それから、法廷では、被告人や証人になった御家族の様子を見てとても切なくなりまして、自分があちら側に立つ人間にならないようにしなければと、つくづく思いました。

6 法律家からの感想

(司会者)

法律家の皆さんから御感想をいただきたいと思います。裁判員経験者の方々のお話を聴いてどのような御感想をお持ちになったのでしょうか。

(検察官)

非常に貴重な御意見をいただきましたので、この御意見を生かして、今後より分かりやすい裁判員裁判の審理ができるように努力していきたいと思いました。本日はどうもありがとうございました。

(弁護士)

今日は本当に貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。裁判員裁判が始まった当初は、弁護人側の書類やいろいろな言い分が分かりにくいという御意見も全国各地でいただいていたのですが、今日は比較的分かりやす

かったというような御意見をいただけて、ほっとすると同時に、これからもいろいろと検討していかなければならないと感じました。特に今日は、声の出方一つ取っても、壇上で見ていただいていると、声が届きづらかったり、勢いがないと、やはり伝えたいことも伝わらないということもあるんだなと、改めて感じました。弁護人に限りませんが、自分自身が出している声ですとか、態度というのを外から見るということはありませんので、大変貴重な御意見をいただきまして勉強になりました。検察官からの質問に対しての御意見で、何のために提出しているのかとか、何のための手続なのかというあたりが、やはり分かりづらい部分もあるということで、これは弁護側も受け止めなければいけないことだと思いました。これからいろいろな資料を出したり、言い分を伝えたりしていく中で考えていきたいと思います。そして何よりも、参加された皆さんから、人の人生に関わることなのだというお言葉が端々で出てきて、大変真剣に向き合っているというのを改めて感じました。これからより良い制度にしていくために弁護士としても努力していきたいと思います。今日は本当にありがとうございました。

(裁判官)

裁判員制度は市民の皆様の御協力がないと運用できないものです。御参加いただいた方々には深く感謝いたします。今日のお話の中では、裁判員制度が裁判所、検察庁、弁護士には馴染みがあっても、一般の方には知られていない、あるいは十分に理解されていないといったような話もございました。裁判所といたしましても、広く皆様に理解して御協力いただけるように、さらに努力したいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

7 報道機関からの質問

(幹事社記者)

裁判に臨むにあたって、個人的に事前に準備したことや勉強したことはありますか。また、審理中に心掛けていたことはありますか。

(裁判員経験者1)

事前に送付されたパンフレットに勉強しなくてもよいと書いてありましたし、選ばれてから法律の勉強もできませんので、何もしませんでした。法律の知識はありませんので、皆さんの力を借りて真剣に裁判に挑もうということに心掛けて裁判に臨みました。

(裁判員経験者2)

事前に勉強したことはありません。あらかじめ送付されてきた冊子をパラパラと見た程度です。一人の人生が決まることなので、普段は人の話をあまり聞かないのですが、この時だけは真面目に話を聞こうと思って臨みました。

(裁判員経験者 3)

事前に勉強とか準備はしませんでした。送られてきたDVDを見た程度でした。被告人とかの話を実際に聞いた際は、感情移入しないよう客観的に見て、冷静でいるように心掛けました。

(裁判員経験者 4)

私も事前に勉強することなく、送られてきた冊子などを読む程度でした。素の状態で臨んだ方が良いと思って、勉強などは何もしませんでした。自分自身の普段の考えや行動していることが、果たして世間一般的にどうなのかを常に考えながら臨みました。

(幹事社記者)

裁判員を経験されて、犯罪やニュースを見る目は変わりましたか。また、考え方や生活で変わったことはありますか。

(裁判員経験者 1)

特になかったです。

(裁判員経験者 4)

私は、ニュースに関心を持つようになりました。盛岡の裁判所のニュースを聞くと、テレビ画面を見るようになりました。この前も私が裁判員をやったときの裁判官がテレビに写っていたときは嬉しく感じたこともありました。

(裁判員経験者 3)

私は、ほとんど新聞を読んだり、ニュースを見たりしない方でしたが、裁判員を経験してからは、裁判員裁判に関心を持つようになり、新聞も3か月くらいは、毎日のように見るようになりました。

(裁判員経験者 2)

特に変わったことはありませんが、以前に比べると、裁判の内容に耳を傾けるようになりました。ただ、考えが変わったというようなことはありません。

(幹事社記者)

裁判員制度は「良い」か「悪い」か、どのように思いますか。また、改善を求めるような点があれば指摘をお願いします。

(裁判員経験者 4)

限られた日数の中で進めなくてはならないので、提出される証拠は、必要最小限で、素人が分かりやすいもので、簡潔なものを用意していただければありがたいです。私は、皆さんに裁判員を経験してもらったほうが良いという考えなので、裁判員制度は良いのではないのでしょうか。

(裁判員経験者2)

裁判員制度は良いと思います。私みたいに世間で起こっていることに興味なかった人間が、ニュースに耳を傾けるようになったり、何かしら自分の中で考え方が少しでも変わることができるので、私は良いと思います。

(裁判員経験者3)

良いと思います。

(裁判員経験者4)

経験して考え方が若干変わりました。当たり前のことですが「被告人側に立ってはいけないな。」、「やってはいけないな。」ということを経験して考えました。良い制度だと思います。

(裁判員経験者1)

裁判員制度はあった方が良いと思います。私個人のことですが、今まで事件があったときは、テレビや新聞の記事を見て、一方的に「この人は悪い人だ。」と感じていましたが、裁判員を経験して、日常のことでも両方の話を聞いて、自分なりの判断ができるようになりました。裁判員になって良い経験ができたと思います。また、守秘義務についてですが、もう少し話せても良いのではないかと思います。もう一つですが、私の事件の話ではないのですが、重い死刑などの判決を行う場合は、全員一致した意見での判決が良いのではないかと思います。全国のニュースを見ますと、ほかの裁判員裁判の判決が控訴審で覆されることがありました。それを考えますと、意見が分かれて出すよりも、全員一致で判決を出す方が気持ちが楽になるかと思います。

(裁判員経験者4)

1番の方の意見について気持ちは分かりますが、やはりそれぞれの方の考えがあります。経験や考え方によって、食い違いはどうしても生じると思います。そのような中で、話し合いを重ねてより良い結果が出るように進めていって、それで出た結果であれば尊重すべきだと思います。事件にもよりますが、むしろ全員一致の方が不自然な感じがするのではないかと私は思います。

(記者)

今日のお話の中で裁判员制度の認知度があまり高くないという話を聞いて、マスコミとしても反省しなければいけないと思っています。こういった意見交換会の機会が貴重との意見もありましたが、裁判员を経験された方が、社会にその経験を発信することは大きな意味があると思います。今日は、どうしてこの場に来られて自分の体験を話そうと思ったのでしょうか。また、最近の傾向として、裁判员裁判が終了してから記者会見に応じてくれる裁判员の方がおらず、生の声が発信できずに裁判员制度の認知度を上げることができないのですが、記者会見に応じることに抵抗があるのかを教えてください。

(裁判员経験者 1)

裁判に力を出し尽くしたという感じで、記者会見を断りました。その翌日の新聞には「今回の裁判员は全員記者会見を断った。」と載っていました。今日は、経験してから時間が経って、この裁判员制度は、多くの皆さんに経験して欲しいという思いを伝えたくて出席しました。

(裁判员経験者 2)

今日ここに来たのは、裁判员を経験して裁判员制度に興味を持ったということが大きな理由です。また、ほかの経験者が実際にどのように考えているのが聞ける場所と思って参加しました。裁判员裁判が終了してからの記者会見は、私も断った一人ですが、正直、気持ち的に疲れていて、記者会見まで出たくないというのが大きな理由です。たまたま、誰も出ない時もあるかと思いますが、私の時は二人の方が参加しました。その時も、誰もいなくて出てくれたと思います。やっぱり、皆さん疲れているので参加しないとの印象があります。

(裁判员経験者 4)

今日参加したのは、2番の経験者と同じで、ほかの経験者と共通する思いがあると思ったので、他の方のお話を聞きたいと思ったからです。裁判员裁判終了後の記者会見は参加しませんでした。正直重たかったです。裁判長が最後に被告人に刑を言い渡した時に、自分の中にドーンと重いものがありました。そのため、インタビューを受けるといった気持ちにはなれなかったです。そのまま静かに帰りたいだったので、私は記者会見に出席しませんでした。

(司会者)

ほかに質問はありませんでしょうか。そろそろお時間ですので、質問がなければ、これで終了させていただきます。

今日、出席していただきました裁判员経験者の皆様には、本当にありがとう

ございました。裁判員裁判は、裁判員の皆様に支えられていると改めて実感いたしました。今日は、大変貴重な御意見や御感想をいただき、これから裁判員になられる方に貴重なメッセージとなりました。皆様からいただきました御意見、御感想を大切に、これからの裁判員裁判を更に良い制度にしていきたいと考えます。本日はありがとうございました。

以 上